



薬務衛生課

(TEL089-912-2391)

令和8年7月30日

令和8年度第1回愛媛県薬剤師確保対策地域連携 プロジェクト協議会の開催について

標記審議会を、次のとおり開催（全部公開）します。

1 開催日時

令和8年8月5日（水曜日） 19時30分から

2 開催場所

愛媛県庁 第二別館10階 1004会議室
（松山市一番町四丁目4-2）

3 議 事

- (1) 協議会の運営方針について
- (2) 薬剤師の現状について
- (3) チーム医療を担う薬剤師確保促進事業について
- (4) その他意見交換

4 傍 聴

- (1) 傍聴の定員 5人
- (2) 傍聴の申込方法等

- ① 傍聴を希望される方は、8月4日（火曜日）14時までに、電話又はFAXにより、傍聴を希望する会議の名称並びに氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を審議会の事務局（薬務衛生課薬事係）へ連絡してください。（1回の申込につき1名のみ可）
 - ② 傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ③ 傍聴することができる方には、8月4日（火曜日）17時までに、協議会の事務局から電話又はFAXによりその旨を連絡します。
- (3) 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

5 その他

傍聴を希望される方は、別紙の傍聴要領を遵守してください。

〔問合せ先及び傍聴申し込み先（審議会事務局）〕

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課薬事係

〔〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2〕

電 話 089-912-2391（内線3609）

FAX 089-912-2389

傍 聴 要 領

愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会
〔令和８年７月２１日制定〕

１ 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、８月５日（水曜日）１９時３０分（会議の開催予定時刻）までに、会場（愛媛県庁第二別館１０階１００４会議室）の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

（受付開始は、８月５日（水曜日） １９時１５分からです。）

２ 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- （１） 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- （２） 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （３） 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （４） その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

３ 会議の秩序の維持

- （１） 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- （２） 会議を傍聴する方が、２の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。